

運営細則

全日本不動産政治連盟神奈川県本部（以下「当本部」という。）は、地方本部規程（以下「規程」という。）第38条第3項の規定に基づき、当本部の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

（入会金及び会費）

第1条 神奈川県本部規程細則（以下「規程細則」という。）第2条に定める入会金及び会費の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|------------|-------|---------|
| (1) 入 会 金 | 正 会 員 | 50,000円 |
| (2) 会費（年額） | 正 会 員 | 5,000円 |
| | 賛助会員 | 5,000円 |

（地方本部代議員の選出）

第2条 規程細則第3条第2項の規定に基づき、当本部代議員の選出方法を次のとおり定める。

- 2 当本部代議員は、規程細則第3条第2項の定数に基づき推薦された代議員候補者を幹事会において決議し選出する。
- 3 次の各号に該当する時は代議員となることができない。
 - (1) 前事業年度までの会費を完納していないとき。
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (3) 公益社団法人全日本不動産協会定款第11条第1項に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。

（役員候補者の選出）

第3条 規程第19条第7項の規定に基づき、地方本部役員候補者の選出方法を次のとおり定める。

- 2 当本部役員候補者の定数は、規程細則第4条第1項に基づき幹事会で定める。
- 3 前項の定数に基づき役員候補者を幹事会において決議し選出する。
- 4 本部長は、会務の運営を円滑に遂行するため必要があると認めるときは、幹事会の決議を経て、幹事候補者として2名以内を推薦することができる。

（ブロック）

第4条 当本部の円滑な運営を図るため別表のとおりブロックを置く。

- 2 ブロックにブロック役員を置く。尚、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部支部役員はブロック役員を兼ねる。
- 3 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部支部長をブロック長とし、副支部長は副ブロック長とする。

- 4 ブロックは事業を円滑に行うためにブロック会議を開催し必要な事項を協議することができる。
- 5 ブロックの運営にあたり必要な事項は幹事会で決議する。

(ブロック長・委員長会議)

- 第5条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るため必要に応じブロック長・委員長会議を開催することができる。
- 2 ブロック長・委員長会議は、本部長が招集し、本部長、副本部長、幹事長、各ブロック長及び各委員長をもって構成する。
 - 3 ブロック長・委員長会議の議長は、本部長がこれにあたる。

(運営会議)

- 第6条 本部長は、当本部の会務の適性かつ円滑な運営を図るため、運営会議を開催することができる。
- 2 運営会議は、当本部の事業執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。
 - 3 運営会議は、本部長が招集し、本部長、副本部長及び幹事長、政務委員長をもって構成する。
 - 4 運営会議の議長は、本部長がこれにあたる。
 - 5 本部長は、必要に応じ役員及びその他の者を運営会議に出席させることができる。
 - 6 前項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、運営会議において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第7条 当本部の事業を適正かつ迅速に遂行するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務財務委員会
- (2) 政務委員会
- (3) 組織広報委員会

(委員会の職務)

第8条 各委員会は以下の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総務財務委員会
当本部の運営及び他の委員会が所管しない事項
財務の確立強化と健全な運営に関する事項
- (2) 政務委員会
当本部の基本政策を企画立案、選挙及び国会並びに県会対策に関する事項
- (3) 組織広報委員会
組織の充実強化、政治・経済情報の入手並びに政治活動の広報に関する事項

(委員会の組織)

第9条 委員会に委員長を1名、副委員長及び委員若干名を置き、幹事会の議を経て本部長が委

嘱する。

- 2 ブロックは、委員会の委員に、それぞれの活動を充足できる人員として、ブロック役員を当本部幹事会に推薦することができる。
- 3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次大会の終結日後最初に開催される幹事会の終結の時までとする。

(委員会の運営)

第10条 委員長は委員会を招集し、委員会の運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を代理する。
- 3 委員会の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

(出張費用)

第11条 旅費に関する規定は、当本部幹事会の議を経て別に定める。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、当本部幹事会の決議により行う。

別表 (第4条関係)

名称	所在地	所管区域
横浜ブロック	横浜市	横浜市・横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町
川崎ブロック	川崎市	川崎市
湘南ブロック	藤沢市	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町 平塚市・秦野市・小田原市・南足柄市 大磯町・二宮町・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町・箱根町 真鶴町・湯河原町
さがみブロック	相模原市	相模原市・座間市・厚木市・大和市 伊勢原市・海老名市・綾瀬市・愛川町 清川村

附 則

- 1 この細則は平成30年5月25日から実施する。

平成30年 1月12日 当本部幹事会承認（制定）

平成30年11月26日 一部改正

令和4年11月24日 一部改正

令和5年 3月23日 一部改正

令和5年 6月19日 一部改正

令和5年11月24日 一部改正

令和6年 1月25日 一部改正 令和 6 年 4月 1日施行

令和7年 6月12日 一部改正